

令和4年3月17日

1 補助金の手続き

Q1-1 申請書のうち「事業収支計画書」には、補助事業収支明細書を記載するようになっていますが、根拠となる資料の添付は必要ですか？申請期限までにすべて揃えることができないおそれがあります。

A 実績報告の際には収支明細書の根拠資料が必要となりますが、申請段階では根拠となる見積書等の資料添付は必要ありません。

Q1-2 産学連携型に申請する場合、申請時に特に提出が必要なものがありますか？

A 申請時に特に必要なものはありません。

ただし、申請時点で連携する大学等の研究機関と連携について合意頂いていることが前提となります。

なお、補助金の精算時には契約書が必要となりますので、補助金の交付決定後には共同研究等に関する契約書等を大学・研究機関等と締結してください。補助対象経費となるのは、契約日が補助金の交付決定日以降のものに限りますので、契約締結の際にはご注意ください。

Q1-3 どのような場合に計画変更申請が必要となりますか？

A 次の場合を除き、計画内容を変更する際には計画変更申請が必要となります。手続きが必要かどうかについては、都度、担当窓口までご相談ください。

- ・20%以内の補助対象経費の減額
- ・補助対象経費の区分の変更
- ・目標達成に支障のない範囲での事業計画細部の変更

Q1-4 実績報告は、連携先の企業等の経費を含め、代表事業者がまとめて報告することになりますか？

A 代表事業者が取りまとめて報告してください。

2 補助対象

Q2-1 外注する部分は、補助対象経費として認められますか？

A 開発工程の一部であれば、外注した経費も補助対象として認められます。

ただし、次の点にご留意ください。

- ・ 1つの発注が10万円以上のものは、原則、2者以上の見積書を提出してください。
- ・ 委託業務の特殊性等により随意契約とする場合には、その旨を客観的に説明する理由書をご提出ください。

Q2-2 資本関係にあるA社とB社に、資本関係のないC社を加えて連携事業を行う場合は、補助対象となりますか？

A 補助対象として認められます。

Q2-3 プロモーション経費は補助対象外とのことですが、テストマーケティングは対象になりませんか？

A モニター調査など、製品やサービスの機能検証を目的として行う調査にかかるコストは「調査等委託費」として補助対象です。

一方で、テスト販売に係る費用といった、プロモーションや販売に係る費用は補助対象経費として認められません。

Q2-4 開発中の製品に、DXやIoTの技術を付加してさらなる機能を追加する場合、このデジタル化部分も補助対象となりますか？

A 開発中の製品に新機能を付加することで、新たな価値が提供でき、売上拡大が期待できるものであれば、補助対象として認められます。

Q2-5 機械装置を購入する際の輸送費は、補助対象経費に含まれますか？

A 機械等の購入に伴い発生する輸送費は、補助対象です。補助金の精算時には、ほかの経費と同様に見積書等が必要となるため、書類の整理をお願いします。

なお、試料や備品、書類など通常行われる郵便や宅急便の送料は対象外です。

Q2-6 派遣社員の人件費は、直接人件費として認められますか？

A 派遣社員の人件費は、補助対象外です。直接人件費の対象とすることができる要件のひとつに「補助事業者が雇用している者」と定めており、派遣社員はこれに該当しないためです。詳しくは、直接人件費の計算に係る実施細則をご覧ください。

3 審査

Q3-1 審査会でのプレゼンテーションは、パワーポイント等、別の資料を用いて説明することは可能ですか？

A 可能です。審査会では、申請書に加えて、別途ご用意頂いた資料を用いて説明頂いて構いません。

Q3-2 産学連携の場合、審査会では、連携する大学の教授等も出席が必須となりますか？

A 代表事業者は出席が必須ですが、連携先の企業や大学等は必須ではありませんので、必要に応じての出席で構いません。

4 その他

Q4-1 連携先は海外の企業や大学でも問題ないですか？

A 連携グループ内に広島県内企業が1社でも入っていれば、問題ありません。

Q4-2 研究開発の場合は、広島県外でも認められますか？

A 連携グループ内に広島県内企業が1社でも入っていれば、認められます。